

第3四半期分

港湾局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	港湾施設(上屋)のリノベーションに関する官民連携事業調査業務委託	建設コンサルタント (都市計画及び地方計画)	株式会社日本総合研究所・株式会社日建設計総合 研究所・復建調査設計株式会社 共同企業体	¥19,969,200	H30.10.4	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	G5	-
2	株式価値算定業務委託(大阪港木材倉庫株式会社)	その他	デロイト・トーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社	¥3,240,000	H30.10.29	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	G3	-
3	平成30年台風第21号に伴う高潮対策検討業務委託	建設コンサルタント (港湾及び空港)	株式会社エコー近畿事務所	¥11,199,600	H30.11.5	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	G3	-
4	帆船ダルモジェジ入港にかかる歓迎行事等運営業務委託	イベント企画	公益社団法人大阪港振興協会	¥1,965,800	H30.11.7	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	G3	-
5	新木津川大橋外2カ所道路情報板点検整備業務委託	道路トンネル附帯設備	ミナモト通信株式会社関西支社	¥2,095,200	H30.11.26	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	G3	-
6	咲洲キャナル雨水ポンプ場外1箇所発電機点検整備業務委託	電気設備	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	¥7,776,000	H30.12.17	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	G3	-
7	道路維持(道路清掃等)緊急業務委託(港区・住之江区・此花区・大正区)	土木施設維持管理業務	京阪道路サービス株式会社	¥4,320,000	H30.12.17	地方自治法施行令第167条の2第1 項第5号	G17	-
8	北港地区荷さばき地外2箇所産業廃棄物収集運搬処分業務委託	特別管理産業廃棄物(処分)	株式会社大建工業所	¥1,529,280	H30.12.19	地方自治法施行令第167条の2第1 項第5号	G17	-
9	クルーズ客船受入業務委託 長期継続	その他	クルーズ客船特別共同企業体	¥17,396,100	H30.12.27	地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号	G5	-
10	平成30年度港湾域内事故防止対策業務委託その2(概算契約)		鳴世建設株式会社	¥7,992,000	H30.12.28	地方自治法施行令第167条の2第1 項第5号	G18	-

随意契約理由書

1 案件名称

港湾施設（上屋）のリノベーションに関する官民連携事業調査業務委託

2 契約の相手方

株式会社日本総合研究所・株式会社日建設計総合研究所・復建調査設計株式会社 共同企業体

3 随意契約理由

本市所管上屋 81 棟のうち、築年数 50 年を超えているものが 24.7%であり、平均築年数は 44 年と全体的に老朽化が進んでいる。そのため、上屋の早急な施設リノベーションが課題となっている。

これら老朽化した上屋を公共事業として順次リノベーションするためには巨額な財政負担が必要となることから、上屋のリノベーション事業における官民連携手法の導入可能性や、実現可能性の高い官民連携事業手法について調査及び検討を行う。

本業務では、今後の事業化に向けて、調査及び検討を確実に進めることが求められ、そのためには、官民連携事業に関する高度な知識と幅広い経験を有し、業務を遂行する能力を備えていることが必要不可欠である。

よって、価格の競争性により相手方を決定する一般競争入札ではなく、同種・類似の業務を行ってきた実績や本業務を担当する技術者の能力、業務実施体制、技術力、企画力等を審査することができる公募型プロポーザル方式を採用し、事業者を一般公募した。

その結果、2社から企画提案書の提出があり、平成30年8月6日に開催された「港湾施設（上屋）のリノベーションに関する官民連携事業調査業務委託にかかる選定委員会」における厳正な審査の結果、「株式会社日本総合研究所・株式会社日建設計総合研究所・復建調査設計株式会社 共同企業体」からの企画提案の評価点が最も高く、委託予定事業者の候補に選定されたため、当該事業者を契約の相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 計画課 （電話番号 06-6615-7784）

随意契約理由書

1 案件名称

株式価値算定業務委託

2 契約の相手方

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

3 随意契約理由

大阪市においては、「市政改革プラン」に則り、外郭団体への資金的関与の見直しを進めているところである。

当局所管の外郭団体の内、大阪港埠頭ターミナル株式会社（以下、「OFT」という。）及び、大阪港木材倉庫株式会社（以下、「木倉」という。）は、上記計画により自立化に取り組む団体とされており、本市所有株式を売却することとしているため、株式価格算定業務を平成30年8月2日付けでBY トランザクション・アドバイザーサービス株式会社（以下、「BY」という。）と締結し、株式価格算定を実施した。

株価を固定し、同価格で複数社との株式売買契約を締結するにあたり、前述の株式算定価格をもって十分に客観性を担保できるものと考えていたが、当局顧問弁護士にその是非について客観的に法的アドバイスを求めた結果、価格の客観性の担保や手続上の問題として住民訴訟リスクになり得るとの指摘があったことや、過去の事例等から、本業務を実施することが必要な状況となったものである。

本業務については、今年度中に売却予定である木倉の株式価値算定を行うものであるが、株式価値算定業務の委託においては、株式売却の相手方が複数となることから、秘密性を確保するため、一般競争入札に適さず、また、重要な資産の売却であるため、適正価格としての妥当性・客観性を担保することから、豊富な実績と高い信用力により、世界の主要な上場巨大企業等をほぼ全て顧客とし、会計・監査・税務・コンサルティング等のサービスを提供している四大会計事務所と提携する国内の四大監査法人で、今年度すでに本件にかかる株式価値算定を実施しているBYを除く、3社に対して見積もりを依頼したところ、有限責任あずさ監査法人については見積もりを

辞退し、PwC あらた有限責任監査法人については、業務内容について折り合わなかった。

残る1社のデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社は、過去に本件にかかる株式価値算定を実施した実績があり、見積もりの提示があったことから、同社と契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局総務部総務課（外郭団体監理グループ）

随意契約理由書

1 案件名称

平成30年台風第21号に伴う大阪港高潮対策検討業務委託

2 契約の相手方

株式会社エコー

3 随意契約理由

台風21号による高潮・高波被害を受け、高波による大阪湾港湾における人命の安全確保、物流・生産機能の維持方策を検討するため、国土交通省近畿地方整備局が「大阪湾港湾等における高潮対策検討委員会」（以下「委員会」）を設置し、9月19日に第1回委員会が開催された。委員会では、国土交通省より、大阪湾各港の被害状況や地形特性が異なるため、委員会の下に各港の港湾管理者で部会を設け検討を深める必要があることから、大阪港においても、委員会と併行して大阪港部会を設置し、台風21号の被害状況の検証や最新の知見に基づき、防災対策を早急に検討する必要性が生じたものである。

本案件は、台風21号の再現シミュレーションを実施し、大阪港における高潮による被害原因の検証・主な被害箇所の高潮対策について検討を行うものである。委員会においては、今年度内に大阪湾各港において取組むハード・ソフト対策についてまとめる予定であり、大阪港の台風21号再現シミュレーション結果については、遅くとも年内の公表を求められている。再現シミュレーションについては、地形モデルの構築や、計算条件の設定等に相当の時間を要するものであるが、年内の公表を行うためには、それらを短期間で行う必要があり、高度な知識と経験が求められる。

上記業者は、委員会において、国土交通省で行う大阪湾の波浪計算を担当しており、国土交通省業務において大阪港内の一部の波浪計算を行っている。そのため、大阪港の台風21号再現シミュレーションに必要となる港内の地形データや、波浪計算データを保有していることから、検討期間の短縮ができるだけでなく、通常に比べて経費の削減ができる。また、国土交通省による大阪港の波浪計算結果と本市における大阪港の波浪計算結果の整合性も容易に図れることから、本市の求める期間内に検討を行えるのは上記業者のみである。

以上のことから、本業務について、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 計画課

随意契約について

- 1 案件名 : 帆船「ダル・モージェジィ」寄港歓迎行事等運營業務委託
- 2 契約相手方 : 公益社団法人大阪港振興協会

3 随意契約理由

今般、ポーランドの帆船「ダル・モージェジィ」(グディニア海洋大学所属)がポーランド独立100周年を記念して世界一周航海を行っており、日本では唯一、平成30年11月11日～16日に大阪港へ寄港する予定(国土交通省から寄港日変更の連絡が入ったのは、10月9日)となっている。

今回、同船が過去2回(1983年大阪世界帆船まつり、1997年SAIL OSAKA' 97)大阪港へ寄港していることから、寄港する場合は歓迎する旨の書簡を、局長名で同船宛に出している。また、ポーランド政府から国土交通大臣宛に寄港時のサポートについて正式な要請があったことから、国際儀礼上必要なものとして、大阪市港湾局が歓迎行事等の実施を含むダル・モージェジィ側のサポートを行う必要がある。

業務の実施にあたっては、ダル・モージェジィ寄港期間中に、大型クルーズ客船「ダイヤモンド・プリンセス」の入港(平成30年11月15日)が重なることから、これら両船との調整等を行いながら、歓迎行事等の企画・運営をわずか1ヶ月という非常に短い期間で迅速かつ的確に行っていく必要がある。

現在、大阪港では、クルーズ客船受入業務特別共同体(公益社団法人大阪港振興協会、一般財団法人大阪市コミュニティ協会)にクルーズ客船の受入業務を委託(平成30年1月1日～12月31日)しており、同共同体の中で入出港時の歓迎行事・入港歓迎式典にかかる業務を担当する公益社団法人大阪港振興協会であれば、同時期に入港するクルーズ客船の受入業務との調整を円滑に行うことができる。また、歓迎行事等運營業務の実施にかかるノウハウや実績(※)も十分に有している。

よって、ダル・モージェジィ寄港にかかる歓迎行事等運營業務委託について、迅速かつ的確に行うことができる唯一の団体である公益社団法人大阪港振興協会を契約相手方として、特名随意契約を締結するものである。

※帆船EXPO、海王丸リターンズ(大阪港開港150年記念事業)歓迎セレモニーや40年以上にわたり大阪港に寄港するクルーズ客船受入対応実績有
(参考)直近3ヶ年

H28(28隻) / H29(50隻) / H30(46隻) 見込み

※1983年大阪世界帆船まつり、1997年SAIL OSAKA' 97の運営に携わった職員有

- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署 港湾局総務部総務課 桑原・奥山

随意契約理由書

1 案件名称

新木津川大橋外2カ所道路情報板点検整備業務委託

2 契約の相手方

ミナモト通信株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、新木津川大橋及び常吉大橋、夢舞大橋の3橋における各橋梁上の路面状態や風速を常時監視し、車両の通行止めや注意喚起を行うための道路情報板が良好に動作するように保守・定期点検を行うものである。

本設備の機器調整・障害・クレーム・保守点検業務については、平成27年5月16日より製造者であるコイト電工株式会社がミナモト通信株式会社に業務移管している。

本設備の各装置及び制御システムは、製造者が独自の技術を用いて制作したものであり、その詳細については上記業者以外の他社へ情報提供が出来ないため、上記業者でなければ本業務の履行ができない。

以上の理由により随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備課（電気）（電話番号 06-6568-9062）

随意契約理由書

1 案件名称

咲洲キャナル雨水ポンプ場外1箇所発電機点検整備業務委託

2 契約の相手方

ヤンマーエネルギーシステム株式会社
(製造 ヤンマーディーゼル株式会社)

3 随意契約理由

本業務委託は、咲洲キャナル雨水ポンプ場及び南港ポートタウン管理センターに設置されている発電機について、その機能を継続的に維持確保するために定期点検を行うものである。

本発電機は、有事の際に電力供給を行い各種設備の機能を維持する目的において、平成11年度及び昭和51年度にヤンマーディーゼル株式会社(現ヤンマー株式会社)により製造及び設置されたものであり、機器分解・部品交換・調整などの点検整備を行うにあたっては、製造者独自の高度な技術による知識、経験等が必要不可欠である。

上記業者は、本発電機を製造及び設置したヤンマーディーゼル株式会社より、エネルギーシステム事業の営業権を平成15年3月21日に譲渡されており、現在メンテナンス部品及び点検整備技術を保有しているため、発電機の製造から点検整備に至るまでの責任の一元化を図ることが出来る唯一の業者である。

以上の理由により随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備課 (電気) (電話番号 06-6568-9062)

随意契約理由書

- 1 緊急業務名称 道路維持（道路清掃等）緊急業務委託（港区・住之江区・此花区・大正区）
- 2 契約の相手方 京阪道路サービス株式会社
- 3 随意契約理由
本業務は、臨港4区（港区・住之江区・此花区・大正区）において台風により飛散したごみの清掃を行うものである。
平成30年9月4日に大阪市を通過した「台風21号」の強風により、飛散ごみが大量に臨港道路に散乱し、歩道の通行障害及び車道街渠部に堆積したことによる排水障害が発生しているため、車両や歩行者の通行を妨げている災害ごみについて、早急に除去し、通行確保及び街渠の排水機能を戻すため、災害ごみの除去を早急を実施する必要がある。
上記業者は、近隣で道路維持（道路清掃等）業務委託を実施し、災害ごみを除去する為のペイローダー車等の必要資機材及び人員の確保が迅速に対応可能であるため、随意契約を行うものである。
- 4 関連業務
業務名称：平成30年度道路維持（道路清掃等）業務委託（港区・住之江区）
工期：平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 6 平成30年9月13日 緊急報告において決定済
- 7 担当部署
港湾局計画整備部施設管理課（連絡先 06-6572-2674）

随意契約理由書

1. 案件名称

北港地区荷さばき地外 2 箇所産業廃棄物収集運搬処分業務委託

2. 契約の相手方

株式会社 大建工業所

3. 随意契約理由

台風 21 号の暴風雨の影響により、荷さばき地内に多数の廃棄物が散乱した。特に北港地区荷さばき地、南港中ふ頭南地区荷さばき地及び南港 J 地区荷さばき地は廃棄物の堆積が多く、荷さばき地利用者が貨物を取り扱うのに悪影響を及ぼしていた。また、廃棄物が堆積している状態は、不法投棄を誘発する原因となり、状況が更に悪化する可能性があった。良好な状態を保ち、不都合なく使用できるようにする責務が施設管理者にはあるため、早急に荷さばき地内の廃棄物を処分する必要がある。

上記業者は当課が発注している「平成 30 年度咲洲国際船客上屋産業廃棄物処理業務委託」の契約業者である。今回依頼する廃棄物の収集運搬処分の業務履行に係る許可を有し、当課所管の港湾施設について熟知しており、かつ、速やかに着手可能であることが判明したことから、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5. 平成 30 年 9 月 25 日 発生報告において決定済

6. 発生報告までの経過

平成 30 年 9 月 4 日の台風 21 号による被害発生後、各現場の確認や被害状況について課内にて協議した。被害箇所は使用者からの報告でも確認され、日々増加し、廃棄物が散乱し、荷さばきを行うのに、不都合が生じる荷さばき地があることが判明した。荷さばき地内の清掃及び委託業者による収集運搬処分が早急に必要であると判断したため、平成 30 年 9 月 21 日付で発生報告を行い、平成 30 年 9 月 25 日付で承認を得たものである。

7. 担当部署

港湾局計画整備部海務課 (埠頭)

随意契約理由書

1 案件名称

クルーズ客船受入業務委託

2 契約相手方

クルーズ客船共同企業体（大阪港振興協会・大阪市コミュニティ協会）
（以下、「クルーズ客船共同企業体」とする。）

3 随意契約理由

本業務は、客船及びその乗客・乗組員に対し大阪のホスピタリティーを表現し、クルーズの寄港地の中でも大阪港を強く印象付けるような内容のサービスを企画及び実施し、乗客の満足度の高いサービスを提供するものである。実施にあたっては寄港する客船のニーズやその客船の寄港が今後大阪港の客船誘致戦略に与える影響力などを多角的にとらえ、その客船ごとにあわせた内容を企画し、寄港する客船会社及び客船関連各社との調整能力が要求される。

したがって、本業務の受託者選定にあたっては業務委託公募型企画提案プロポーザル方式の手法を採用し、事業者を一般公募した。その結果、1者から企画提案があり、平成30年11月29日に「クルーズ客船受入業務委託」選定委員会を開催した。

結果、「クルーズ客船共同企業体」の企画提案について、各委員の評価点の平均が60点に達したため、審査基準に則り、当該事業者を契約の相手方とするよう依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 振興課

随意契約理由書

1 案件名称

港湾域内事故防止対策業務委託その2 (概算契約)

2 契約の相手方

鳴世建設株式会社

3 随意契約理由

本業務は、臨港道路において交通に支障をおよぼす不具合が生じた場合、これに起因する二次災害を未然に防止するために、応急作業を行うものである。

平成30年度の港湾域内事故防止対策業務委託については、平成30年4月1日よりトーマ株式会社と契約締結し業務を実施していたが、平成30年12月31日をもって契約解除となる。しかし、本業務で臨港道路の事故防止対策を行っているため、臨港道路の安全な通行環境を維持するためにも、事業の継続を行う必要があり、平成31年1月～3月分の業務委託を早急に契約締結する必要がある。

上記業者は、平成29年度において同業務委託を受注しており、臨港道路における事故防止対策業務内容を熟知しており、必要に応じた資機材及び人員の確保が迅速に対応可能であることから上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

港湾局計画整備部施設管理課 (連絡先 06-6572-2674)